

令和 7 年度

大阪市西淀川区役所

選挙事務補助作業（行政）会計年度任用職員

登録者募集要項

令和 7 年 6 月

大阪市西淀川区役所総務課

大阪市西淀川区役所では、選挙事務の執行が一時的に増加するなど、職員の増加を必要とする場合に勤務していただく「大阪市西淀川区役所選挙事務補助作業（行政）会計年度任用職員」（いわゆるアルバイト）の事前登録者を募集します。

登録を希望される方は、この募集要項をご確認いただき、必要書類を大阪市西淀川区役所総務課までご提出ください。

令和7年度中に任用を必要とする業務が生じた際に、登録いただいた方の中から条件に合う方を選考し、補助作業に従事する会計年度任用職員として採用します。

なお、登録された方のすべてが必ず採用されるわけではありません。

1 業務内容（希望する業務を選択してください。）

A 業務

- ・ 選挙における事務資料等の点検・整理・編綴
- ・ 選挙における事務資料等の複写・配付作業
- ・ 選挙における郵便物の収受・発送・仕分け作業
- ・ 選挙におけるシステム入力作業
- ・ その他、上記以外の簡易な補助作業

B 業務

- ・ 期日前投票の用紙交付事務
- ・ その他、上記以外の簡易な補助作業

2 登録資格

地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない方

（参考）地方公務員法（抜粋）＜欠格条項＞

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分から2年を経過しない者
- ・ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 任用期間

任用開始日から2か月以内（契約の更新はありません）

4 勤務条件等

A 業務

(1) 勤務日及び時間

原則、平日勤務（月曜日から金曜日）、1日6時間、週5日(30時間)勤務

(2) 勤務場所

大阪市西淀川区役所（大阪市西淀川区御幣島1丁目2番10号）

(3) 報酬等

日額：7,853円

B 業務

(1) 勤務日及び時間

平日（月曜日から金曜日）勤務に加え、土、日、祝日勤務もあります。
（シフト制）

1日5時間15分勤務または5時間45分勤務（週30時間以内）

(2) 勤務場所

大阪市西淀川区役所（大阪市西淀川区御幣島1丁目2番10号）

(3) 報酬等

時間額：1,308円

※ 上記A・B業務の報酬は令和7年6月時点のものであり、給与改定等により採用時には変更される場合があります。また、交通費は別途支給します。

※ 週所定労働時間が20時間以上かつ雇用見込みが31日以上の場合は、雇用保険加入の対象となります。

5 服務事項

採用された方の身分は短期間の地方公務員となるため、正規職員と同様に地方公務員法の規定が適用され次の場合は、懲戒処分の対象となります。

(1) 地方公務員法又はこれに基づく条例などの規定に違反した場合

(2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

(3) 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合

※ 営利企業への従事（兼業）については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

6 登録の申込方法

(1) 申込方法

大阪市西淀川区役所ホームページより次の書類をダウンロードし、必要事項を全て記入し、封筒の表（おもて）に「会計年度任用職員採用申込書在中」と朱書きし大阪市西淀川区役所総務課へ送付もしくは持参してください。

(ア) 大阪市西淀川区役所補助作業（行政）会計年度任用職員採用申込書…1 通

(イ) 申し立て書…1 通

(ウ) 任用期間確認票…1 通

- ※ 申込書には、過去 3 か月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。
- ※ 上記(ア)から(イ)の書類は所定の様式に限ります。
- ※ 上記(ア)から(ウ)の書類は大阪市西淀川区役所総務課でお渡しすることも可能です。
- ※ 書類等に不備がある場合は、選考試験を受験できないことがあります。
- ※ 提出書類は一切お返しできません。
- ※ 申込書に記載の個人情報、補助作業に従事する会計年度任用職員採用事務以外には使用いたしません。

(2) 受付期間

本募集要項掲載開始日から令和 8 年 2 月 27 日（金曜日）17 時 30 分まで
持参による申込みや必要書類のお渡しは次の時間のみ可能です。

【月曜日から金曜日の 9 時から 17 時 30 分まで。土曜日・日曜日・祝日及び年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）は除く】

- ※ 料金不足の場合は、受け付けません。
- ※ 送付物の未到達事故等には責任を負いかねますので、簡易書留等の送達記録の残る方法により送付してください。

(3) 名簿への登録

申込書等受領後、補助作業に従事する会計年度任用職員登録者名簿に登録します。名簿の中から、必要に応じて選考し採用しますので、登録された方が必ず採用されるわけではありません。

(4) 名簿登録の有効期間

登録の有効期間は名簿登載時点から令和8年3月31日（火曜日）までとなります。

(5) 名簿登録の取消、変更

他に就職が決定した等で登録を取り消される場合や、住所や連絡先を変更される場合は、必ず大阪市西淀川区役所総務課あてご連絡ください。

※ 登録後任用資格を満たさないことが判明した場合は、登録を取り消します。

7 登録後の面接等の連絡

面接の日時や選考会場等に関する連絡は、任用する時期に合わせて申込書記載の連絡先に行います。必ず日中（概ね9時から17時の間）に連絡のつく連絡先をご記入ください。

※ 登録いただいても、登録期間中(名簿登載時から令和8年3月31日)にすべての方に連絡があるわけではありませんので、ご了承ください。

8 選考方法

面接等により採用を決定します。

選考結果は受験者本人あて通知します。

※選考の際には、採用内定通知書等送付用に定型封筒1通（長形3号のものに、必ず宛先を記載のうえ、110円切手を貼付してください。）をご持参いただきます。

9 登録申し込みと問合せ先

大阪市西淀川区役所総務課【5階 51番窓口】

〒555-8501 大阪市西淀川区御幣島1丁目2番10号

電話：06-6478-9625 担当：野中・岡・都築

登録から採用までの流れ

募集開始



※受付期間：令和8年2月27日（金曜日）17時30分到着分まで有効

受付（登録申込書等の受付）



「補助作業に従事する会計年度任用職員登録者名簿」への登録



※名簿有効期間：令和8年3月31日（火曜日）まで

登録者へ連絡（面接日時、選考会場等）



面接等による選考



合格



不合格



採用

※任用期間は2か月以内